

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規定

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人陽光園（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受け取る財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程に適用する報酬を支給することができる。

(報酬の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間10万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間5万円以内とする。
- 3 役員に対する報酬は、別記1「役員の報酬」に定める額とする。
- 4 評議員の報酬は、別記2「評議員の報酬」に定める額とする。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅延なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

(出張旅費)

第6 役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費含む）を、別記3「出張旅費基準」に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

第7条 役員及び評議員の報酬等は、必要の都度支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第8条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準によって公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成29年6月12日から施行する。

別記1 役員の報酬

理事：理事会出席の都度、謝金として一人当たり 3,000円

監事：理事会出席の都度、謝金として一人当たり 3,000円

県指導監査出席の都度、謝金として一人当たり 3,000円

会計監査出席の都度、謝金として一人当たり 3,000円

別記2 評議員の報酬

評議員会出席の都度、謝金として一人当たり 3,000円

別記3 主張旅費基準

区 分	金 額
交 通 運 賃	実 費
日 当	2,200円
宿 泊 費	9,800円